平成２８年（フ）第６４１号
堺市西区山田４丁1385番地11
債務者　藤村　幸代
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１１号
兵庫県篠山市吹上70番地２　篠山吹上鉄筋住宅１号棟505号
債務者　西田　幸恵
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月20日まで
神戸地方裁判所柏原支部

平成２８年（フ）第５６号
山口県宇部市大字際波417番地161
債務者　正木　清子
1　決定年月日時　平成28年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月20日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（フ）第６４号
山口県美祢市伊佐町伊佐4365番地１
債務者　寺田　安子
1　決定年月日時　平成28年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月20日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（フ）第５２号
北海道岩見沢市９条西７丁目２番地１　岩見沢市立総合病院
債務者　阿賀　春樹
1　決定年月日時　平成28年８月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２８年（フ）第５３号
北海道三笠市唐松千代田町１丁目163番地Ｕ－２－２　岩井由美香方、住民票上の住所北海道三笠市唐松常盤町318番地２
債務者　岩井　　優
1　決定年月日時　平成28年８月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２８年（フ）第３号
香川県三豊市詫間町詫間6606番地57
債務者　川崎　真衣
1　決定年月日時　平成28年８月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２８年（フ）第２７号
香川県観音寺市琴浪町１丁目15番10号
債務者　遠山　栄一
1　決定年月日時　平成28年８月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２８年（フ）第３７号
福岡県大牟田市船津町２丁目３番地９　クワコーポ船津322号
債務者　牛島　健策
1　決定年月日時　平成28年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２８年（フ）第３９号
福島県いわき市常磐上湯長谷町湯台堂120番地42　アンソレイエ　アビテ　202、住民票上の住所福島県いわき市鹿島町飯田字八合16番地の２
債務者　工藤　祐樹
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２８年（フ）第５５号
茨城県筑西市嘉家佐和1481番地、前住所茨城県筑西市松原3201番地１
債務者　村上明日香（旧姓入田）
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第８７号
茨城県筑西市藤ケ谷1077番地４
債務者　川又　恵子（旧姓金沢）
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第９１号
茨城県筑西市海老ケ島944番地１　武井住宅１号
債務者　塚原　昌彦
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第９２号
茨城県常総市水海道山田町4715番地
債務者　長谷川順子
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第９５号
茨城県古河市けやき平１丁目28－５　ＫＯＧＡ－ＫＥＹＡＫＩ－ＡＬＬＥＹＣＬＥ　Ａ203、住民票上の住所栃木県佐野市多田町779番地４
債務者　松久　賢人
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第９６号
茨城県結城市大字結城7270番地１　ナカヤマハイツ101、前住所茨城県結城市新福寺２丁目18番地５　ハイツマノワール103
債務者　山本　良雄
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第９８号
茨城県常総市水海道淵頭町3114番地６　サンテラスＡ202、住民票上の住所茨城県つくばみらい市伊奈東81番地36
債務者　宮良　誠二
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部